## 静岡市個人情報保護条例の一部改正について

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月20日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条中「又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたもの」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたこれらの者」に改める。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。